

人権教育だより

栃木県教育委員会事務局教育政策課人権教育室



「人権教育だより」は、人権教育を推進していただくために、

- ・県教育委員会における人権教育に関する施策の情報等を紹介
します。
- ・教材や資料を紹介します。
- ・講師の派遣、人権に関する最新の話題等、学校で役立つ情報を
発信します。

◆人権教育に関する基本施策◆

栃木県教育委員会

人権尊重の精神を育む教育の充実を図るための主な取組

(1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備

- 諸会議等を開催して、市町教育委員会をはじめ関係機関等と人権教育推進上の課題や方向性などを共有し、連携・協力を深めながら本県の人権教育を総合的に推進します。

(2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上

- 指導者を対象とした研修会を開催するとともに研修用資料等の作成を行い、人権や人権問題についての理解を深め、人権感覚を磨き人権意識を高めます。
- 地域や学校の実情等を踏まえながら市町教育委員会が開催する各種研修会や校内研修等の支援を行います。

(3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実

- 学校の教育活動全体を通じて幼児児童生徒の自尊感情を高め、発達の段階に応じて人権尊重の理念について理解を促すとともに、差別解消を図るための資質・能力を身に付けられるよう、授業の改善を図る取組を推進します。また、教職員に向けては、指導の参考となる資料を作成します。
- 研究の指定等を通じて人権教育の実践的な研究を推進し、学習内容及び方法の改善・充実を図るとともにその成果の普及に努めます。

栃木県教育委員会では、子どもたちの発達の段階に即して、人権教育の目標を設定しています。

その目標を達成するため、関係する各課所では、人権教育の推進に向けた様々な取組を行っています。

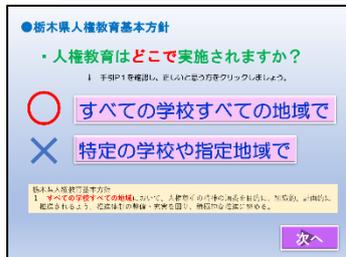
以下、今年度の関係各課における主要事業を紹介します。



◆教育政策課の取組◆

1 令和7(2025)年度人権教育推進の手引

「人権教育推進の手引」は、本県の人権教育の方針・取組等を分かりやすくまとめたものです。すでに県内の公立学校等に配布しています。また、**研修用資料**も作成しました。いずれも以下の URL（栃木県ホームページ内）よりダウンロードの上、校内研修等でぜひ御活用ください。<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/jinken.html>



※**研修用資料**の一部です。基本方針・指導内容・指導方法等が確認できます。

2 人権に関する作文・イラストの募集

すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、人権教育・啓発推進県民運動強調月間（8月）における教育・啓発事業の一環として、作文とイラストを募集します。

人権に関する作文	人権に関するイラスト
【応募対象】 ・小学6年生 ・高校1～3年生 ・小学生、中学生、高校生の保護者	【募集対象】 ・中学1～3年生 ・高校1～3年生
【原稿枚数】 ・小学6年生・・・原稿用紙3枚 ・高校1～3年生・・・3～5枚 ・保護者・・・1～5枚	【規格】 ・はがきサイズからA4サイズまで ・縦、横は自由
【締切】 ・令和7(2025)年9月12日(金) 必着 【提出先】 ・市町立小、中、義務教育学校・・・該当地区管轄の教育事務所 ・その他・・・栃木県教育委員会事務局教育政策課人権教育部 (〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20)	



入賞作品の一部は文集「あすへのびる」に掲載され、県内の学校等へ配布されます。

応募の詳細については、以下の URL 及び二次元コード(栃木県ホームページ内)より御確認ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/h29-3jinkensakubun.html>



3 人権教育推進のための支援訪問

人権教育の一層の推進を図るため、学校及び市町教育委員会等に指導主事や社会教育主事等を派遣し、校内研修等の支援を行います。

支援訪問を希望する際は、令和7(2025)年4月9日付教政第39号「令和7(2025)年度人権教育推進のための支援訪問の実施について」を御確認ください。

【令和6年度実績】○訪問回数 : 162回

○実施テーマ：個別の人権問題について（性の多様性、インターネット、ヤングケアラー等）、三指導について、教職員の人権意識高揚について 等

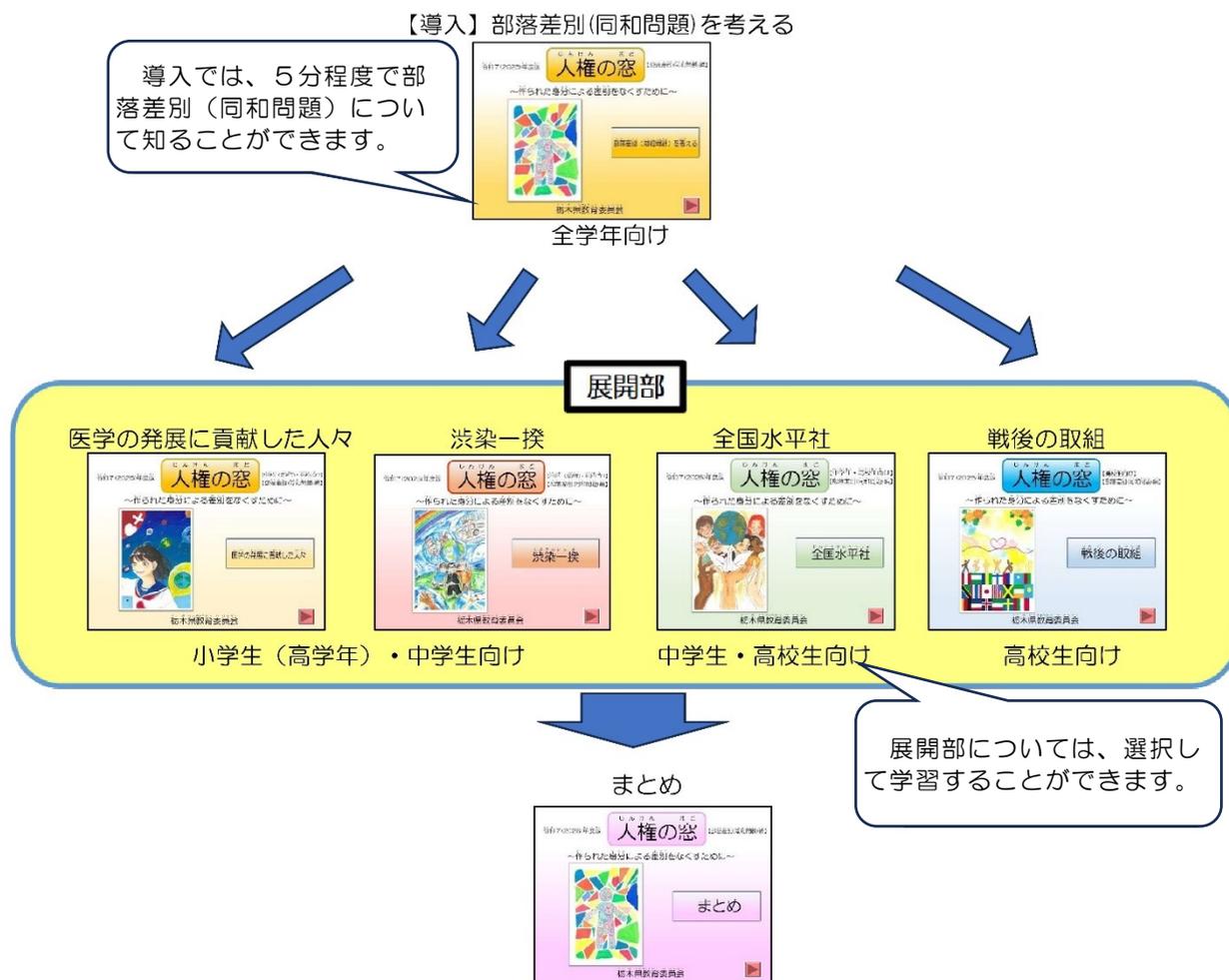
○実施形態 : 講話、演習等

4 「人権の窓」の作成

人権問題を学ぶためのデジタル教材です。今年度は「部落差別（同和問題）」をテーマに作成しました。人権教育の学習教材としてぜひ御活用ください。

【特徴】

- ・デジタル版タブレット学習の教材です。
- ・展開部の内容に応じて小学生(高学年)～高校生対象としていますが、各学校や学年の実態等に合わせて活用できます。



【活用例】

- ・県内の各学校での実践例を紹介しています。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/education/jinken/kyouiku/jinkenkyouikudayori.html>

5 人権教育研究学校指定事業（県指定事業）

県内公立学校を人権教育指定校に指定し、人権教育の実践的な研究をとおして指導内容や方法の改善・充実を図ります。

(1) 中学校

- 指定期間 : 令和6(2024)年度～令和7(2025)年度
- 指定校 : 県立矢板東高等学校附属中学校
- 研究テーマ: 多様性を受け入れ、よりよい社会参加を目指す人権教育

(2) 高等学校

- 指定期間 : 令和7(2025)年度～令和8(2026)年度
- 指定校 : 県立高根沢高等学校
- 研究テーマ: 自己を見つめ、多様性を受け入れる心の育成

6 人権教育研究推進事業（文部科学省委託事業）

人権教育研究指定校事業

人権意識を培うための学校教育の在り方について、幅広い観点から実践的な研究を実施します。

- 指定期間：令和6(2024)年度・令和7(2025)年度
- 指定校：那須町立高久小学校
- 研究テーマ：自分も相手も大事にする児童の育成 ～互いに認め合い、高め合える人間関係づくり・授業づくりを通して～

◆義務教育課の取組◆

人権教育の目標

(小学校)

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の大切さに気付き、差別のないよりよい人間関係を醸成することに努める態度を育てる。

(中学校)

豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、人権の意義及びその尊重と共存の重要性に気付き、差別のないよりよい人間関係を確立することに努める態度を育てる。

令和7(2025)年度人権教育関係主要施策

1 地区別人権教育研修会

(1) 目的

小学校、中学校及び義務教育学校における人権教育の進め方について、各学校の理解を図るとともに、人権教育の現状や課題、具体的な指導の在り方等について研究協議を行うことで、人権教育の充実を図ります。

(2) 期日・場所

地区	期日	会場	地区	期日	会場
河内	R 8. 1. 20	栃木県庁河内庁舎	塩谷南那須	R 7. 5. 30	栃木県庁塩谷庁舎
上都賀	R 7. 5. 19	鹿沼市菊沢コミュニティセンター	那須	R 7. 6. 3	栃木県庁那須庁舎
芳賀	R 7. 5. 15	栃木県庁芳賀庁舎	安足	R 7. 5. 9	足利市生涯学習センター
下都賀	R 7. 11. 20	下野市南河内公民館			

(3) 対象 各公立小・中学校及び義務教育学校の教員1名

(4) 内容 講話、班別協議、内地留学報告、ワークショップ等

2 内地留学生の派遣

公立小・中学校教員 6名(前期2名、後期4名)宇都宮大学に派遣

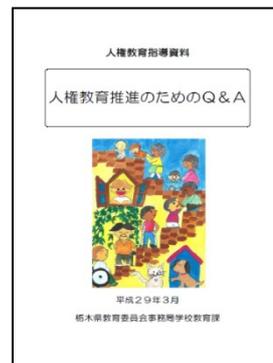
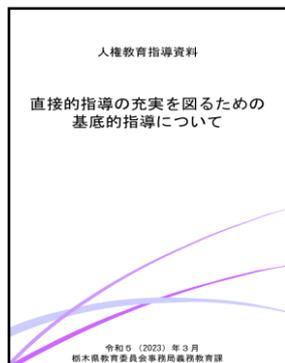
3 人権教育指導資料の活用周知

「直接的指導の充実を図るための基底的指導について」(R 5. 3月)

「様々な人権問題を扱った直接的指導の工夫」(R 3. 3月)

「人権教育推進のためのQ&Aー直接的指導編ー」(H31. 3月)

「人権教育推進のためのQ&A」(H29. 3月)



◆高校教育課の取組◆

人権教育の目標

(高校)

義務教育における人権教育の基礎の上に立って、様々な人権問題に対する理解を深めるとともに、人権尊重社会を築いていこうとする意欲と態度を育てる。

令和7(2025)年度人権教育関係主要施策

1 高等学校及び特別支援学校人権教育実践研究会(年2回)

(1) 目的

人権教育実践上の課題について研究協議を深め、各学校における人権教育の一層の充実を図ります。

(2) 期日・場所

第1回 令和7(2025)年6月9日(月) 総合教育センター

第2回 令和7(2025)年11月5日(水) 総合教育センター

(3) 対象 県立学校(全日制・定時制・通信制、特別支援学校)及び私立高等学校の人権教育担当教員1名

(4) 内容 講演と講話、班別協議、人権教育実践報告等

2 研究学校の指定

栃木県教育委員会指定

令和6(2024)年度～令和7(2025)年度 県立矢板東高等学校附属中学校(再掲)

令和7(2025)年度～令和8(2026)年度 県立高根沢高等学校(再掲)

3 人権教育指導資料の周知・活用

「県立学校人権教育関係資料第34集」の周知・活用

4 教職員研修

(1) 高校教育課主催

ア 県立学校教頭事務連絡会

イ 県立学校主幹教諭・教務主任連絡協議会

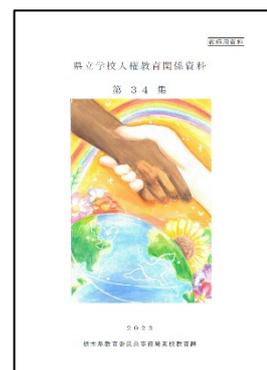
ウ 県立学校生徒指導連絡協議会

エ 県立学校進路指導連絡協議会

(2) 栃木県高等学校教育研究会人権教育部会主催の教員研修

参加者：県立学校及び私立学校の人権教育担当教員

(3) 研究学校による公開授業への参加



◆特別支援教育課の取組◆

特別支援教育の充実

1 教員の特別支援教育に関する理解促進と実践的な指導力の向上

(1) 特別支援学校のセンター的機能の活用、発達障害専門家チーム等の派遣等(幼稚園・小学校・中学校・高等学校等)

(2) 教頭を対象とした研究会の開催、インクルーシブ教育エリアコーディネーター配置、通級による指導の充実等(小学校・中学校・高等学校)

(3) 特別支援学級担任等を対象とした研修会の開催(小学校・中学校)

(4) 特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会の開催、通級による指導協力員の配置及び協力員による巡回相談等(高等学校)

(5) 教育課程研究集会の開催、自立活動指導充実事業及び職業教育指導充実事業の推進等(特別支援学校)

2 共生社会の形成に向けた相互理解のための体制づくりの推進

(1) 交流及び共同学習の実施(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等)

(2) 共生社会をテーマとした高校生等を対象とした講話の開催(高等学校)

◆生涯学習課の取組◆

すべての地域における人権教育の推進

1 人権教育推進のための市町担当者支援事業

(1) 人権教育指導者一般研修

人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権教育を効果的に推進する指導者の養成を目的とし、県内7地区にある教育事務所ごとに開催します。

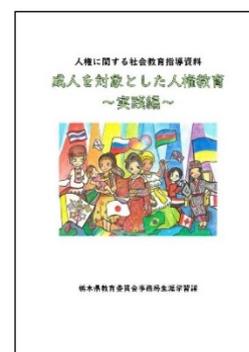
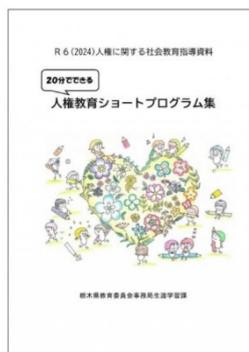
(2) 人権教育地区別指導者研修

各地区において人権教育の推進を図るための方策や取組について検討するとともに、支援方法等の研修を行い、地域の指導者、市町の人権教育担当者の資質の向上を図ることを目的とし、県内7地区にある教育事務所ごとに開催します。

2 「人権に関する社会教育指導資料」

社会教育において、人権に関する多様な学習機会が提供できるように、参加体験型学習の手法を取り入れた、人権に関する社会教育指導資料を作成しています。

本資料は、栃木県ホームページにもデータを掲載していますので、人権教育の推進において、御活用いただければと思います。



栃木県 人権 社会教育

検索



3 家庭・地域いじめ対策教育支援事業

心豊かで健やかな子どもたちを育むために、社会全体で喫緊の課題であるいじめ防止への取組を行い、家庭・地域における心のふれあいが促進される環境づくりに取り組みます。

◆その他◆

ヒューマンフェスタとちぎ 2025

県民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深めることを目的に、人権に関する講演会などのイベントを実施します。

例年同様、来場者の皆様が人権について考える貴重な機会にさせていただきたいと思います。

当日は宇都宮青葉高等学園の生徒が栽培した人権の花のプレゼントなどを予定しています。ぜひ御来場ください。

1 日 時 令和7(2025)年12月13日(土)10:00~15:00

[啓発展示 10:00~15:00]

[ステージイベント 11:30~14:30]

2 会 場 ライトキューブ宇都宮 (宇都宮市宮みらい1-20)



昨年の様子



3 テーマ みんなで考える性教育と性暴力

人権トピックス

○「子ども・若者育成支援推進法」の一部改正

令和6年6月、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に**ヤングケアラー**が明記されました。

ヤングケアラーの支援に当たっては、周囲の大人等が理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援につなげることが重要です。また、ヤングケアラーへの支援が家庭内の非常にデリケートな面にかかわるものであることから、本人の受け止めを丁寧に捉えたり、複雑な心情等に十分配慮したりすることが求められます。

○男女共同参画社会の実現をめざして

・「若い世代向け啓発事業」(リーフレット及び動画作成)の実施

G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を契機に、本県の未来を担う高校生を対象にした、性別によるアンコンシャス・バイアスに関する勉強会を開催します。勉強会終了後には、啓発資料・動画を制作して令和8年度以降県内の学校で活用し、若い世代の性別によるアンコンシャス・バイアスの予防・解消を図ります。

・男女共同参画意識の醸成

令和7(2025)年6月に発表された最新のジェンダーギャップ指数について、日本は148か国中118位となりました。2024年(前年)と同順位となり、先進7か国(G7)では依然として最下位となりました。特に政治分野では、148か国中125位となり、前年(113位)からさらに後退しました。男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる意識の醸成が求められます。

○内閣府男女共同参画局ホームページ

URL : <https://www.gender.go.jp/index.html>

・「生命(いのち)の安全教育」の実施について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、文部科学省では、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命(いのち)の安全教育」教材を作成し、推進しています。

本教材の内容については、各学校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除や改変を行った上での使用も可能です。

また、学校等における「生命(いのち)の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組として、実践事例集も作成し、公表しています。

○文部科学省「性暴力・性犯罪防止の強化について(生命(いのち)の安全教育等)

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html